

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

島根国民年金 事案373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私の母は、申立期間当時、私の将来のことを大変心配しており、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料の納付もすべて母が行ってくれた。

しかし、申立期間は未納期間となっている。母は故人となり、納付したことを証明する領収書も無いが、母は保険料を納付してくれたと思うので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年7月1日ごろにA市区町村で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、51年4月から53年3月までの期間については、過年度納付により国民年金保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人及び申立人の兄の供述から、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時、同居していた申立人の兄（二人）の国民年金保険料を納付しており、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者名簿から、申立人の兄（二人）は、両者とも国民年金手帳記号番号が払い出される前の国民年金加入期間について、国民年金保険料を過年度納付等によりさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても、申立人の母親がさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 38 年 12 月末に勤務先を退職し、39 年 1 月以降において A 市区町村役場で私と私の妻の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が私の保険料を含め二人分を金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人及びその妻は国民年金と厚生年金保険の切替手続をすべて適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 6 月 26 日に払い出されていることから、申立期間は過年度納付により保険料納付が可能となる期間である。

さらに、申立人とその妻が所持する国民年金手帳から、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料収納日が夫婦同日であることが確認できるほか、申立期間以外の期間で夫婦一緒に過年度納付を行ったと主張している昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の妻は、当該期間の保険料納付を示す領収書を所持しているところ、オンライン記録では、夫婦共に納付済みと記録されていることから、申立期間の保険料についても、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「納付書が社会保険事務所（当時）から郵送され、最寄りの金融機関で納付した。」と主張しているところ、当該納付方法による過年度保険料の納付が可能であったことが確認できるほか、申立人は、申立期間当時の納付方法や納付場所等について、その詳細を具体的に記憶しており、その主張内容は全体を通じて信ぴょう性が認められる。

このほか、申立人は、「当時、毎月 2 万 2,000 円程度の手取りがあり、経済的に国民年金保険料を納付できないような著しい収入の変化はなかった。」と主張しており、その主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月28日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月12日から同年4月9日まで
② 昭和54年7月28日から同年8月31日まで

B社、又はC行政機関の紹介により、申立期間①については、D社が所有する船舶に、申立期間②については、A社が所有する船舶に雇入れされていた。雇入れ期間は私が所有している船員手帳に記載されたとおりである。

申立期間①においては、E国籍の船員とともに外航船に乗り込んでいた。申立期間②においては、F国籍の船員とともに外航船に乗り込んでいた。

両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人はA社が所有する「G船舶」にH職種として雇入れされていることが確認できる。

また、申立人の後任のH職種として「G船舶」に乗り込んだとする者について、A社に係る船員保険被保険者原票から確認できる船員保険被保険者資格の取得日と、当該船員が所持する船員手帳に記載された雇入れ日が一致していることが確認できる。

さらに、申立人の船員手帳に記載された「G船舶」の雇入期間は約1か月間と短期間であることが確認できるところ、前述の被保険者原票から、申立人と同じH職種であったことが確認できる16人の被保険者の中にも、

被保険者期間が2か月未満である者が7人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の後任のH職種として「G船舶」に乗り込んだとする者の昭和54年8月のA社に係る船員保険被保険者原票の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②当時の船員保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も認められないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の取得及び喪失等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年7月の船員保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人は「I社」が所有する「J船舶」に雇入れされていることが確認できる。

しかしながら、「J船舶」の所有者である「I社」はK国の企業であるところ、船舶所有者名簿において、申立期間①当時、当該船舶所有者は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和53年3月31日の日付印が押された電報着信紙の記録から、「J船舶」号はD社の便宜置籍船又は、同社から「I社」へ貸渡された船舶であると推認できるところ、船舶所有者名簿から、D社が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和53年4月1日であり、申立期間①のうち、同年2月12日から同年4月1日までの期間については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、「J船舶」の船長及び乗組員は所在が不明である上、D社の元役員に照会しても回答が無いことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人に係る申立期間①の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除に係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

A事業所で勤務していた期間のうち、平成13年10月1日から14年5月1日までの期間の標準報酬月額については、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所は、当月控除方式で給与から厚生年金保険料を控除していたと回答しているところ、申立人が所持する平成13年10月から14年4月までの期間に係る給与明細書により確認できる保険料控除額から、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 5 月 1 日までの期間について、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所が保管する 13 年 9 月 20 日付け健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（副）から、事業主は、申立人の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、
還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月まで
国民年金制度が始まった昭和 36 年に国民年金に加入し、国民年金保険料は、町内の納税組合の集金により納付していた。

昭和 61 年 12 月から A 事業所に勤め、厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険と国民年金の両方に入ることはできないと知らなかったので、申立期間の国民年金保険料を納め続けた。

申立期間の国民年金保険料は還付した記録があるとのことだが、保険料を還付された覚えはないので、申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間に納付された国民年金保険料は厚生年金保険に加入したこと、及び還付決議（昭和 62 年 8 月 18 日）時点において、過誤納された保険料を他に充当する期間が無いことを理由に還付されていることが確認できる上、還付金額、送金（支払）通知書作成年月日、及び還付金振込口座の口座番号が明確に記載され、当該口座に還付金の振込が行われたことが確認でき、これらの記録や事務処理に不自然さはなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月 1 日に、A 社 B 支社（現在は、C 社 D 支社）に E 職種として採用され、43 年 2 月 28 日に退職するまでの期間において、同支社の 11 の部署を異動したが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社 D 支社は、「当支社は、申立期間当時の人事記録等の書類を保存しているが、申立人に係る書類は見当たらず、申立人の当支社における勤務実態等については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「E 職種として採用され、昭和 43 年 2 月 28 日に退職するまでの期間において、同局の 11 の部署を異動した。」と主張しているが、F 社は、「当時、A 社 B 支社には、正職員、E 職種及び G 職種が雇用されていた。申立人のように、正職員に採用されないまま退職した者については、人事記録を保管していないので、申立人の雇用形態及び勤務実態については確認できないものの、申立人の勤務期間は短期間であること、及び勤務期間の勤務部署が 11 部署に及んでいるとのことであるが、E 職種であれば、申立人のように短期間で異動することは無かったことから、申立人の雇用実態は、E 職種ではなく、A 社 B 支社の G 職種の補充要員として補助的業務に従事させるため、臨時に日々雇用した非常勤のアルバイトであったものと考えられ、厚生年金保険に加入させていなかったものと推察される。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた4人の同僚は、C社D支社の人事記録から、A社B支社に入社した当初にE職種として勤務していたことが推認できるところ、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、そのうちの二人は、E職種として勤務したすべての期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、別の二人は、厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する入社時期が一致していないことなどから、当時、A社D支社は、E職種として勤務していた者について、必ずしも全従業員までは厚生年金保険に加入させていないこと、及び厚生年金保険に加入させた場合であっても、入社後すぐに加入させていない状況がうかがえる。

加えて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険記号番号順索引簿に、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 425（事案 52 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
申立期間は A 社に正社員として勤務していた。

今回の再申立てに当たり、新たに提出できる資料等はないが、申立期間は、毎月、給与から厚生年金保険料として 135 円が控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名が見当たらないこと、申立人は当時の従業員数を約 15 人と供述しているところ、前述の被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は 9 人であることから、事業主は、申立期間当時、必ずしも従業員全員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれることなどから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 30 日に、総務大臣から当時の社会保険庁長官に対し、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たに提出する資料はないが、申立期間当時の 1 か月の給与額は 8,600 円であり、毎月、給与から控除されていた厚生年金保険料の月額額は 135 円であったと記憶している。」と供述しているが、申立期間に係る当該厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 31 日から 61 年 1 月 1 日まで

昭和 60 年 12 月 31 日に A 事業所を退職したが、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 事業所に勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人の A 事業所における離職日は昭和 60 年 12 月 11 日と確認できるところ、事業主は、「当時、年内に当社を退職する意思を固めた申立人が、自身で雇用保険の離職手続を行った。」と供述しているほか、申立人も、「雇用保険被保険者資格の喪失届を職業安定所に提出したことまでは覚えていないが、当時、私が雇用保険事務を担当していたので、私が離職日を昭和 60 年 12 月 11 日として雇用保険の被保険者資格の喪失手続を行ったと思う。」と供述している上、同僚からは申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる供述を得ることができない。

また、事業主は、「A 事業所の店内改装工事中に、関係書類が入ったダンボール箱を改装業者が誤って廃棄してしまったため、当時の厚生年金保険料の控除の状況等については分からない。」と供述している上、申立期間当時、A 事業所の社会保険関係書類の作成事務を行っていたとする B 事業所は、「担当者が他界した平成 5 年 12 月以降は、B 事業所は A 事業所の社会保険関係の事務を行っておらず、申立期間当時の社会保険料控除等が確認できる書類も廃棄してしまったため、申立期間当時の A 事業所における厚生年金保険料の控除の状況等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 21 日から同年 10 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 56 年 5 月 21 日と記録されているが、私の記憶では同年 10 月 19 日までの期間において勤務したはずなので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を同年 10 月 20 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人のA事業所に係る離職日は、申立期間の直前の昭和 56 年 5 月 20 日となっていることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 56 年 5 月 21 日となっており、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、申立期間当時、A事業所において経理を担当していたとする者は、「申立人が入社した際に、いったん、申立人を厚生年金保険に加入させる手続を行ったが、しばらくして現在の事業主でもある社長から、『申立人は、厚生年金保険及び雇用保険の加入対象ではない。』旨の指示があったため、当該指示を受けた後すぐに、申立人について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続を行った。資格喪失の手続を行った後の申立期間については、申立人の給与から社会保険料を控除していない。」と供述している。

加えて、事業主は、「A事業所の店内改装の工事を行った際、関係書類が入ったダンボール箱を誤って廃棄したため、当時の資料は無く、申立内容に係る詳細は不明である。」と供述している上、申立期間当時、A事業所の社

会保険関係書類の作成事務を行っていたとするB事業所は、「担当者が他界した平成5年12月以降は、B事業所はA事業所の社会保険関係の事務を行っておらず、申立期間当時の社会保険料控除等が確認できる書類も廃棄してしまったため、A事業所における厚生年金保険料の控除の状況等については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

その上、前述の被保険者原票から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和56年5月21日以後の同年7月7日に申立人に係る健康保険被保険者証が返納されている記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。